

県南広域振興局長告示第 24 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 16 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
いしどりや眼科	花巻市石鳥谷町好地第 6 地割 1 番地	平成 18 年 4 月 1 日
中央歯科診療所	北上市青柳町二丁目 5 番 31 号	平成 18 年 4 月 24 日
さくらの内科クリニック	北上市大曲町 7 番 20 号	平成 18 年 4 月 24 日
横川目診療所	北上市和賀町横川目 11 地割 160 番地	平成 18 年 4 月 24 日
あい薬局村崎野店	北上市村崎野 15 地割 354 番 3 号	平成 18 年 4 月 24 日
一関ドライブスルー薬局	一関市狐禅寺字大平 123 番地 2	平成 18 年 4 月 1 日
岩手県立磐井病院（歯科を除く。）	一関市狐禅寺字大平 17 番地	平成 18 年 4 月 1 日
岩手県立磐井病院（歯科に限る。）	一関市狐禅寺字大平 17 番地	平成 18 年 4 月 1 日
岩手県立南光病院	一関市狐禅寺字大平 17 番地	平成 18 年 4 月 1 日
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	一関市花泉町涌津字上原 31 番地	平成 18 年 4 月 1 日
千厩ひかりクリニック	一関市千厩町千厩字石堂 13 番地 12	平成 18 年 4 月 21 日